



平成29年12月号(隔月発行)

札幌司法書士会 会長 里村美喜夫 編集担当責任者 番井菊世 <http://www.sihosyosi.or.jp/>
〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目4番地 電話 011-281-3505 FAX 011-261-0115

「障がいをもつお子様の未来を広げる」 相続・成年後見・信託 教室 を開催しました!

札幌司法書士会は、11月12日(日曜日)に、障がいをもつお子様がいるご家族のための無料公開教室を開催しました。

当初の予想をはるかに超える応募があり、急遽2部制にしました。

① 相続の基礎と遺言 ② 成年後見 ③ 家族信託 についてお話しをしました。皆様非常に真剣にきいてくださり、関心の高さが伝わってきました。



① 相続の基礎と遺言

相続に関する法律の基礎についてお話をした後、障がいをもつお子さんがいる場合の注意点を、シンプルなモデルケースを元に解説しました。例えば、ご両親と障がいのあるお子さんの3人家族で、お父さん名義の自宅があり、お父さんが先に亡くなったとします。(お子さんは知的障がいのケースを想定しました。)



① この場合、相続人はお母さんとお子さんです。お子さんが施設に入所している場合などは、自宅はお母さんの単独所有にしたいと考えたり、あるいは、自宅は売ってお母さんもマンションやグループホームに入りたいと考えるかもしれません。しかし、お子さんの判断力の状態によっては、「自宅をお母さんのものに」という遺産分割協議ができなかったり、「自宅を売る」ということができなかったりします。

② また、お父さんの後にお母さんも亡くなると、自宅はお子さんのものになりますが、お子さんが一人で居住したり、運用したりすることが難しいときには、お子さんに成年後見人をつけて自宅を売ることもあるでしょう。その結果お金が増えたとしても、施設にいて、障害年

金が出ているとそれほど生活費に困ることはないかもしれませんが。そうすると、いずれお子さんが独身で亡くなったとき、お子さんに子供や兄弟姉妹がいなければその財産は「国庫」に帰属、すなわち国のものになってしまいます。

このとき、①の対策として有効なのは「遺言書」です。お父さんは、「自分の財産は全て妻に」と遺言書をのこしておけば、お子さんの判断力に関係なく、お母さんが単独で手続きをすることが出来ます。お母さんはこの自宅を売って、お金としてお子さんに残すことも出来ます。

しかし、②は難しい問題です。お母さんが生前に「自分たちの財産は子供が安心して暮らすために使ってほしい。でも、子供が亡くなったときに財産が余っていれば、同じような障がいをもつ子をサポートする団体に寄付したい」と思っていたとしても、お子さんのものになった後では、お子さんの意思でそのような遺言書をつくらないと、その願いはかなえられません。

3人のシンプルな家族構成でも、様々な可能性があり、選択肢があります。現実には、より多くの関係者や親族などがからみ、もっと注意点が潜んでいると考えられます。

② 成年後見

成年後見制度の基礎を解説した後、高齢になった親御さんご自身に成年後見が必要になった場合や、お子さんが成年後見制度を利用する場合などについて解説をしました。


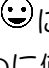
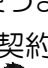

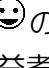
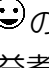

成年後見人は、家庭裁判所が選任するため、親御さんや親族が成年後見人になれるとは限らず、弁護士や司法書士が選任される場合があります。また、原則一度選任されると、被後見人が回復するか亡くなるまで続く制度で、途中でやめることは出来ません。

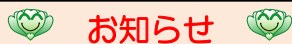
セミナーに参加していた親御さんからは、子どもの成年後見人と親の相性が悪かった場合や、後見人報酬がどのくらいになるのかが心配であるとの声がありました。

また、現在は親御さんたちがお子さんの財産を管理してケアをしても、高齢化した親御さんが認知症になり、親御さんにもお子さんにも成年後見人が必要になることもあります。

親御さんの場合は自分で後見人を指定する、任意後見契約を利用することも含めて、元気なうちに、様々な可能性を検討することをお勧めします。

家族信託 基礎の基礎

「信託」とは、財産をもっている人（委託者・お父さん）が、その財産を、信頼できる人（受託者・姪っ子）に、特定の人（受益者・お子さん）のために使うよう託すことです。委託者と受託者の契約となり、受託者は預かった財産を受益者のために使用します。



お知らせ

「生活保護110番」を開催します！

生活保護に関する電話相談会を開催します。
暮らしのお困りごと、ご相談ください。

日時 平成30年1月28日（日）

10:00～16:00

電話 0120-052-088（当日限り）

③ 家族信託

相続や成年後見制度を知り、適切に利用していくことに加え、最近よくみかけるようになった「家族信託」の役割を解説しました。




家族信託は、やや複雑な契約であり、税金面についても注意点があり、しっかり理解した上で利用する必要があります。ひとりひとりのオーダーメイドで考えていくことが重要です。

今回の障がいをもつお子さんのいる親御さんのモデルケースで利用できる例としては、

① 親が亡き後、子どもの財産を守るために家族信託を利用し、信頼できる甥っ子や姪っ子に財産を託し、子どものために使ってもらい、という信託が可能です。お子さんに成年後見人がつくことで同じような保護はできますが、家族信託の場合は、その相手を指定することが可能です。

② ①を行った上、お子さんが亡くなった後に、まだ財産が余っていたときには、世話になった甥っ子や姪っ子に財産を渡したり、応援している団体などに寄付をして信託を終了させることが可能です。

家族信託 基礎の基礎 2

財産を動かすとかかるのは「税金」です。信託では、受託者（姪っ子）に委託者（お父さん）の財産が一時移動しますが、課税対象となるのは受益者（お子さん）です。

編集後記

今回のセミナーで参加されたみなさんがとても真剣に聞いて下さったことに大変驚きました。これほど情報があふれている現代社会において、私たちも多くの情報を発信しているつもりでしたが、まだまだ十分ではなかったと感じました。急遽2部制にした都合で、あまり質問も受けられず、アンケートもできなかったのですが、もっとみなさんとお話しをしなければならなかったと感じました。

出張講座も行いますので、「話をきいてみたい」という方がいらっしゃいましたら、札幌司法書士会にお問い合わせをしていただければと思います。（番井菊世）